

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年9月17日

照会部署名 長崎事務センター 管理・厚年適用G  
照会担当者 (管理・厚年適用グループ長) 宮崎 俊幸  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 王子野

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—087	本部受付番号 No. 2010—951
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について

(内容)

<報酬の範囲について>

以下事例の場合、健保法3条5項及び厚年法3条に規定する「報酬」に含まれるか。

事業所内に休憩場所がなく、従業員が外部の喫茶室を利用する際、利用料が1回400円のうち300円を事業所が負担している。

税務署から課税対象となる指摘を受けたため、賃金台帳に「その他の支給分」として、喫茶室の利用回数×300円を計上し、同額を「その他控除」として引いている。

事業主が負担する喫茶室の利用回数×300円について、健保法3条5項及び厚年法3条に規定する「報酬」に含まれるかご教示ください。

なお、この負担金については、給与規定には示されていないとのことです。

(ブロック本部回答)

照会の事例については、喫茶室ではあるが休憩場所として事業所が確保しているものであり、福利厚生的要素が極めて高いことから、「経常的実質的収入の意義を有するもの」（昭和32年2月21日付け保文発第1515号）に該当するとは考えにくく、報酬に含めないのが妥当と思われますが、同様の事例に係る取扱いが確認できないので機構本部品質管理グループに照会いただきたい。

回答日 平成22年 9月22日

回答部署名 九州ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援グループ長）山 口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ブロック本部の見解のとおり。

本件については、被保険者の提供する労務に何らかの金銭的評価を行い、それを還元しているものとは言えない。

回答日 平成22年9月29日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上